

第4回葛飾区地域公共交通会議

日時： 令和6年10月18日（金）午前10時から

会場： 葛飾区役所 701・702会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委員委嘱・紹介
- 3 報告事項
 - (1) 2024年問題による区内交通への影響等について
 - (2) レインボーかつしか運行地域におけるアンケート調査結果及び今後について
 - (3) 地域主体交通（グリーンスローモビリティ）の実証運行について
 - (4) 葛飾区地域公共交通計画の策定について
- 4 その他
- 5 閉会

<配付資料>

- 資料1 葛飾区地域公共交通会議委員名簿
- 資料2 地域公共交通会議について
- 資料3 葛飾区地域公共交通会議設置要綱
- 資料4 葛飾区地域公共交通会議の公開に関する取扱要領
- 資料5 2024年問題による区内交通への影響等について
- 資料6 レインボーかつしか運行地域におけるアンケート調査結果及び今後について
- 資料7 地域主体交通（グリーンスローモビリティ）実証運行について
- 資料8 葛飾区地域公共交通計画の策定について
- 資料9 「全国みどりと花のフェアかつしか」基本計画概要版（環境部環境課）

第4回 葛飾区地域公共交通会議 座席表

令和6年10月18日 葛飾区役所 701・702会議室

入口

事務局

事務局

事務局

入口

若田 瑞穂
 東京都交通局自動車部
 計画課長
 今井 直紀
 葛飾区
 交通政策担当部長
 日本大学理工学部
 学部長
 轟 朝幸
 国土交通省関東運輸局
 東京運輸支局
 首席運輸企画専門官
 (輸送)
 佐藤 義尚

		副会長	会長	
京成バス株式会社 営業部長 三浦 裕樹				葛飾区自治町会連合会 副会長 堀越 克夫
京成タウンバス株式会社 代表取締役社長 檜山 雅紀				葛飾区高齢者クラブ連合会 会長 細谷 五郎
東武バスセントラル株式会社 運輸統括部業務課長 多田 聡				NPO法人 葛飾アクティブ.COM理事 太田 敬
日立自動車交通株式会社 営業企画部長 關田 和弘				葛飾区肢体不自由児者 父母の会 会長 住谷 道子
マイスカイ交通株式会社 管理部長 山中 孝二				国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課 建設専門官 菊池 信久
実用興業株式会社 代表取締役 坂本 篤史				東京都建設局第五建設事務所 管理課長 小林 実
一般社団法人東京バス協会 乗合業務部長 富樫 秀樹				警視庁交通部交通規制課 調査担当 西東 俊郎
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長 小池 毅				警視庁葛飾警察署 交通課長 福井 将人
東京都交通運輸産業労働組合 協議会バス部会事務長 志村 雅貴				警視庁亀有警察署 交通課長 天野 敏明
東京都交通運輸産業労働組合 協議会ハイタク部会事務長 久我 恒夫				葛飾区都市整備部 道路管理課長 角谷 武是

随

行

者

葛飾区
 街づくり担当部長
 和田 慎司
 葛飾区
 都市施設担当部長
 忠 宏彰
 葛飾区
 都市整備部長
 吉田 眞
 葛飾区
 福祉部長
 新井 洋之
 葛飾区
 地域振興部長
 吉本 浩章
 葛飾区
 政策経営部長
 長南 幸紀

傍 聴 席

葛飾区地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

No.	委員	所属	氏名
1	葛飾区長又は その指名する者	政策経営部長	長南 幸紀
2		地域振興部長	吉本 浩章
3		福祉部長	新井 洋之
4		都市整備部長	吉田 眞
5		交通政策担当部長	今井 直紀
6		都市施設担当部長	忠 宏彰
7		街づくり担当部長	和田 慎司
8	一般乗合旅客自動車運 送事業者	東京都交通局自動車部計画課長	若田 瑞穂
9		京成バス株式会社営業部長	三浦 裕樹
10		京成タウンバス株式会社代表取締役社長	檜山 雅紀
11		東武バスセントラル株式会社運輸統括部 業務課長	多田 聡
12		日立自動車交通株式会社営業企画部長	關田 和弘
13		マイスカイ交通株式会社管理部長	山中 孝二
14	一般乗用旅客自動車運 送事業者	実用興業株式会社代表取締役	坂本 篤史
15	一般旅客自動車運送事 業者が組織する団体	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	富樫 秀樹
16		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小池 毅
17	葛飾区民又は公共交通 機関の利用者の代表	葛飾区自治町会連合会副会長	堀越 克夫
18		葛飾区高齢者クラブ連合会会長	細谷 五郎
19		NPO法人葛飾アクティブ・COM理事	太田 敬
20		葛飾区肢体不自由児者父母の会会長	住谷 道子
21	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局長又はそ の指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	佐藤 義尚 (代理：須藤 まゆみ)
22	一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	志村 雅貴
23		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	久我 恒夫
24	区長以外の道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所交通対策課建設専門官	菊池 信久
25		東京都建設局第五建設事務所管理課長	小林 実
26		葛飾区都市整備部道路管理課長	角谷 武是
27	交通管理者	警視庁交通部交通規制課調査担当	西東 俊郎
28		警視庁葛飾警察署交通課長	福井 将人
29		警視庁亀有警察署交通課長	天野 敏明
30	学識経験者	日本大学理工学部学部長	轟 朝幸

地域公共交通会議とは・・・

葛飾区では、『葛飾区公共交通網整備方針』（令和元年5月策定）に基づき、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を目指して様々な施策を実施しています。

施策の推進や区内公共交通のよりよい将来について、様々な関係者の広い視野をもって検討・意見交換するため、地域公共交通会議を設置します。



どのような内容を話し合うのか

地域公共交通会議で話し合っていたきたい内容（議事）は、以下の2種類です。

協議事項 = 議決を要するもの（葛飾区地域公共交通会議設置要綱第2条に規定する協議事項）

- ・ 地域公共交通会議で協議が整った場合（議決し賛成が過半数の場合）に、道路運送法等の特例が受けられる事柄があります。

<例>

車両のバリアフリー適用除外

バス路線の新設・休廃止等の手続き期間短縮 など

- ・ これらの議決を要する内容を協議事項とします。



報告事項 = 協議事項に関連して報告を行うもの、その他情報共有し意見交換を行うもの

- ・ 協議事項に関連のある取組や、協議事項となる可能性のある取組等について情報共有します。
- ・ そのほか、情報共有が必要な事柄に関して意見交換を行います。

葛飾区地域公共交通会議設置要綱

4 葛都交第 269 号
令和 5 年 1 月 10 日
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条第 2 項ただし書に規定する地域公共交通会議として、葛飾区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 循環バス等の運行計画及び事業の管理に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 3 条 交通会議の委員は、葛飾区長（以下「区長」という。）又はその指名する者及び別表に掲げる関係機関、団体等に属する者又は同表に掲げる職にある者から区長が委嘱するものをもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選により選任された者をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第 6 条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通会議の議事の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(交通会議の書面開催)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため委員の招集が困難であると会長が認める場合は、委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を書面の郵送又は持ち回りにより行い、委員の過半数からの書面による回答が得られた際に、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

2 書面開催時の議事の議決方法は、前条第3項の規定に準じ、書面による回答のあった委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 交通会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 会議において取り扱う情報が、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 前号のほか、交通会議が必要と認めるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法その他会議の公開に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局を都市整備部交通政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項(第9条第2項に規定する事項を除く。)は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、令和6年1月17日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者
	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
	葛飾区民又は公共交通機関の利用者の代表
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
	区長以外の道路管理者
	交通管理者
	学識経験者

備考 この表に掲げるもののほか、区長が必要と認めるものにおいても、別途委員として委嘱することができる。

葛飾区地域公共交通会議の公開に関する取扱要領

4 葛都交第 276 号

令和 5 年 1 月 17 日

都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区地域公共交通会議設置要綱（令和 5 年 1 月 10 日付け 4 葛都交第 269 号区長決裁。以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、葛飾区地域公共交通会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする

(公開方法)

第 2 条 会議は、原則として傍聴できるものとし、会議開催後、会議の開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を公開するものとする。

2 やむを得ない理由のために傍聴を中止する場合や、書面による開催となった場合は、前項の議事概要の公開をもって会議を公開したものとする。

(非公開の決定方法)

第 3 条 会長は、要綱第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議傍聴の周知)

第 4 条 会議の開催に当たっては、「広報かつしか」に掲載する等の方法により、傍聴ができる旨を周知するものとする。

(傍聴者の定員)

第 5 条 傍聴者の定員は、会場を考慮した上で、会議ごとに会長が定めるものとする。

(傍聴者の決定)

第 6 条 傍聴者の決定は、原則として会議開始時刻の 15 分前までに傍聴を申し込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

2 会議開始時刻の 15 分前の時点で傍聴者が定員に満たない場合は、会議開始時刻まで先着順で傍聴者を決定することができる。

3 会議開会時において傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会後に先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(傍聴証の交付等)

第 7 条 傍聴者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者が入場しようとする場合は、傍聴証を着用しなければならない。

3 傍聴者が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席への入場を禁止される者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 凶器その他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、ラジオの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第9条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 騒ぎ立てないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第10条 傍聴者は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者がこの要領の規定に違反しているとして、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項で、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要領は、令和5年1月17日から施行する。